

前橋市市税条例の改正について（議案第 6 4 号）

市民税課・資産税課

1 改正の理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

(1) 個人市民税

ア 所得税が源泉徴収されない公的年金等受給者であつて、障害者等に該当する者又は特定配偶者等を扶養している者について、扶養親族等申告書を提出しなければならないこととする。

イ 特定一般用医療品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例措置（セルフメディケーション税制）について、令和 9 年度までとしている適用期限を廃止する。

ウ 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を 5 年延長し、令和 1 2 年 1 2 月 3 1 日までの入居者を対象とする。

エ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、当該土地等が譲渡時において地すべり防止区域等に存する場合には、当該特例を適用しないこととする。

(2) 固定資産税

ア 免税点について、家屋は 3 0 万円（現行 2 0 万円）に、償却資産は 1 8 0 万円（現行 1 5 0 万円）に引き上げ、これらの金額未満のものについて、固定資産税を課さないこととする。

イ 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）として、再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準額に乗ずる特例率を次のとおりとする。

(ア) 太陽光発電設備（ペロブスカイト太陽電池を使用したもの） 2 分の 1

(イ) 風力発電設備（一定の条件を満たすもの） 3 分の 2

(ウ) 水力発電設備 4 分の 3 又は 2 分の 1

(エ) 地熱発電設備 2 分の 1 又は 3 分の 2

(オ) バイオマス発電設備（出力 1 万 k w 未満のもの） 2 分の 1

(3) 固定資産税及び都市計画税

わがまち特例として、一定の条件を満たすバリアフリー改修が行われた特別特定建築物（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用

する建築物で、移動等の円滑化が特に必要な施設)に係る固定資産税及び都市計画税の減額率を3分の1とする。

3 施行期日

2の(1)のアからウまで 令和9年1月1日

2の(1)のエ 令和10年1月1日

2の(2)のア 令和9年4月1日

2の(2)のイ及び(3) 公布の日